

逢初川源頭部周辺の土地改変行為に係る対応状況図



区分	対応状況（令和5年3月19日現在）
①土砂の盛土	・行政代執行として盛土残存部の不安定土砂の撤去工事を県が実施中
②太陽光発電施設 ⑦土砂投棄	・森林法と宅地造成等規制法に基づき土地所有者を県と市が指導中
③緊急伐採	・森林法の指導による恒久復旧計画書に基づき土地所有者が是正工事を実施中
④宅地造成1	D区【未完了】 ・森林法と都市計画法に基づき申請者を県と市が指導中 C・E区【完了】
⑤宅地造成2	【完了】
⑥産業廃棄物	・産業廃棄物を地中に埋めた者に対して県が撤去を指導中
⑥'土砂の盛土	・変状もなく標高が比較的高い場所にあるため、盛土内に地下水や表流水が集中しやすい場所無く、崩壊の可能性は低い。